振出日　平成24年10月31日
振出地　白地
振出人　株式会社ジパング商事　代表取締役
　岡本　　勲
受取人　申立人
最終所持人　申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記権利は失権する。

平成２５年（へ）第１号
金沢市田上本町レ６番甲地
申立人　谷内千代美
権利の届出の終期　平成25年４月30日
平成25年５月７日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　金沢市田上本町七字74番２
田　9.12平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局明治33年８月８日受付第9691号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治33年３月31日設定
借賃　明治33年４月15日まで金550円外毎年11月20日までに金15円46銭
存続期間　明治33年度より明治37年度まで
賃借権者　石川郡犀川村字倉谷イ19番地
栗山徳三郎

平成２５年（へ）第２号
金沢市田上本町チ４番地
申立人　大浦　正弘
権利の届出の終期　平成25年４月30日
平成25年５月７日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　金沢市田上本町チ21番２
宅地　6.61平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局明治33年８月８日受付第9691号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治33年３月31日設定
借賃　明治33年４月15日まで金550円外毎年11月20日までに金15円46銭
存続期間　明治33年度より明治37年度まで
賃借権者　石川郡犀川村字倉谷イ19番地
栗山徳三郎

平成２５年（へ）第３号
金沢市田上本町タ６番地
申立人　松井　勝明
権利の届出の終期　平成25年４月30日
平成25年５月７日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　金沢市田上本町二字126番
田　201平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局明治33年７月24日受付第9050号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治33年３月11日設定
借賃　明治33年３月31日までに金350円外に毎年11月30日までに金20円50銭
存続期間　明治33年より５年
賃借権者　石川郡犀川村字倉谷イ19番地
栗山徳三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７１号
長野県塩尻市大字広丘吉田362番地の10
債務者　有限会社メタルワーキング矢澤
代表者代表取締役　矢澤　文子
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
４　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５１８０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
債務者　中央化工機商事株式会社
代表者代表取締役　郷地　元博
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嘉本　益巳
４　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町31番地８
債務者　株式会社創商機画
代表者代表取締役　中野　智明
１　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大友　健治
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後４時40分
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５１６０号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５丁目19番21号
債務者　大和産業株式会社
代表者代表取締役　松本　正毅
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒澤　基弘
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０号
愛知県一宮市大和町氏永字仲林140番地の１
債務者　有限会社新栄青果
代表者取締役　宮島　捨治
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
４　破産債権の届出期間　平成25年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前10時30分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８３号
茨城県桜川市真壁町亀熊2003番地18
債務者　有限会社イイムラ
代表者代表取締役　飯村　光雄
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　根本　裕一
４　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後１時30分
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３８号
鳥取県八頭郡八頭町安井宿29番地
債務者　有限会社れすとらん山水
代表者代表取締役　小林　充典
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人やわらぎ
４　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１３号
神戸市垂水区狩口台５―15
債務者　有限会社マルゴストアー
代表者代表取締役　濵﨑　修一
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
４　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３００号
熊本県八代市松江町157番地
債務者　秋野建設有限会社
代表者代表取締役　秋野　秀人
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　光也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係